


20琴情答申第 2号

平成20年9月10日

琴平町長

山下正臣様

琴平町情報公開審査会  
会長 都築 静雄



## 答 申 書

貴職からの以下諮問に対し、当委員会は審議の結果、次のとおり答申する。

実施機関 琴平町総務課

諮問日 平成20年7月24日（20琴総発第103号）

事件名 琴平町の公用車（リース分も含む）の車検に関する入札結果調書及び見積書の全部の非公開決定に関する件

### 第1 審査会の結論

琴平町総務課が、「琴平町の公用車（リース分も含む）の車検に関する入札結果調書及び見積書の全部」を非公開決定（不存在）（以下「本件処分」という。）とした判断は、妥当である。

### 第2 異議申立てに至る経過

#### 1 行政文書の公開請求

異議申立人は、平成20年7月1日付けで、琴平町情報公開条例（平成18年琴平町条例第2号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定により、実施機関に対し、次の内容の行政文書の公開請求（以下「本件請求」という。）を行った。

琴平町の公用車（リース分も含む）の車検に関する入札結果調書及び見積書の全部

## 2 実施機関の決定

実施機関は平成20年7月15日付で、本件請求に対し、本件処分を行い、異議申立人に通知した。

## 3 異議申立て

異議申立人は本件処分を不服として、平成20年7月17日付で行政不服審査法(昭和37年法律第160号)に基づき実施機関に対して異議申立てを行った。

## 第3 異議申立ての内容

### 1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、「本件処分を取消すとの決定を求める」というものである。

### 2 異議申立ての理由

異議申立人の主張する異議申立ての理由は、異議申立書によると、以下のとおりである。

- (1) 本件処分は、琴平町情報公開条例の解釈適用を誤った違法な処分であり、本件処分を取り消し、全部公開をすべきである。
- (2) 本件「決定通知書」記載の「公開をしない理由」の記載は、誤りである。過去に一度も「見積書」を徴していないとは考えられない。
- (3) 本件「決定通知書」記載の非公開理由は、適法に処分理由が明示されていないので、琴平町行政手続条例第8条に違反し本件処分は無効である。

## 第4 実施機関の説明の要旨

### 1 非公開決定(不存在)の理由について

公用車の車検についての契約は、随意契約により締結している。

随意契約とは、任意に相手方を選んで契約する方法であり、随意契約によることができる場合は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の2の各号に定められている。当契約は、同条第1号より1台あたりの年額又は総額が50万円内を超えないものとするときとされているため、入札はおこなっていない。そのため、本件請求にある入札結果調書及び見積書は保有していない。

また、当町の場合、特に特殊車輛については、継続的に車検整備を行い、その実績が良好であるという理由もある。

なお、当町において所有している公用車は33台であり、その内、特殊車輛は11台である。

- 2 第3の2異議申立ての理由のうち、(3)について  
条例の解釈、運用に関するものでないので、審査会では判断しないものとする。

第5 審査会の判断の理由

地方自治法施行令第167条の2第1号より車検の契約について、随意契約により認められており、実施機関の説明より入札を行っていない事は明らかである。

よって、実施機関が本件請求の行政文書が存在しないとして非公開とした本件処分は、妥当であると判断される。

ただ、現状の車検業務における業者選定について誤解を招くような結果を生む可能性があるため、行政機関として行政的公平性を確保するため、車検業務に関する業者選定基準を設け、町内車輛業者の選定につき公平性を確保することを求める。

第6 調査審議の経過

当審査会は、本件諮問事件について、以下のとおり、調査審議を行った。

- |              |       |
|--------------|-------|
| ① 平成20年7月24日 | 諮問の受理 |
| ② 同年8月5日     | 審議    |